

東京都青少年健全育成審議会

# 東京都青少年健全育成審議会運営要領

昭和39年10月7日第1回審議会確認  
平成18年10月10日第557回審議会確認  
平成20年10月14日第581回審議会確認  
平成22年10月12日第605回審議会確認  
平成24年10月9日第628回審議会確認  
平成26年10月14日第652回審議会確認  
平成28年10月11日第676回審議会確認  
平成30年10月10日第700回審議会確認

## 1 運営方針

東京都青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）は、知事が東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和39年東京都条例第181号。以下「条例」という。）第18条の2の規定に基づき、青少年を健全に育成することを目的として、図書類、映画等、がん具類、刃物及び広告物について、推奨、指定又は措置命令をするに当たり、世論の代表として適切な審議を行い、もって公正な意見を述べる。

## 2 審議会の任務

- (1) 条例第5条の規定に基づき、知事が、図書類、映画等及びがん具類について、青少年を健全に育成する上で有益であると認めるものを推奨するに際して、意見を述べる。
- (2) 条例第8条の規定に基づき、知事が、図書類、映画等、がん具類及び刃物について、青少年の健全な育成を阻害するものとして指定するに際して、意見を述べる。
- (3) 条例第14条の規定に基づき、知事が、広告物について、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認め、形態又は内容の変更その他必要な措置を命ずるに際して、意見を述べる。

## 3 審議の方法

- (1) 図書類について  
図書類については、委員が審議会において当該図書類を閲覧又は観覧し、審議する。ただし、審議会において閲覧又は観覧することが困難なものについては、委員が審議会開催日前に当該図書類を閲覧又は観覧し、審議会において審議する。  
なお、条例第8条第1項第2号（以下「新基準」という。）該当に関し諮問される図書類について、希望する委員は、上記に加え、審議会当日の午前または審議会開催日前に当該図書類を閲覧又は観覧することができる。  
新基準諮問図書類の閲覧又は観覧、審議に当たっては、諮問図書類ごとに新基準に関連する設定や描写のあるページ等について整理した資料を事務局において作成し、配付する。
- (2) 映画等について  
映画等については、委員が審議会開催日前に当該映画等を観覧し、審議会において審議する。
- (3) がん具類について  
がん具類については、委員が審議会において当該がん具類を実見し、審議する。
- (4) 刃物について  
刃物については、委員が審議会において当該刃物を実見し、審議する。
- (5) 広告物について  
広告物については、委員が審議会において当該広告物の写真を実見し、審議する。

## 4 専門委員

審議会の委員は、知事が、条例第20条第2項に規定する専門委員を設置すること及び調

査事項等を決定することについて、意見を述べることができる。

なお、新基準諮問図書類の審議に当たっては、別紙「審議会に条例第8条第1項第2号に関する専門委員を置くことについて」により、審議会に専門委員が出席し、調査結果を報告するものとする。

## 5 会議

- (1) 審議会は公開で行うものとする。ただし、図書類の指定等、調査及び審議に係る部分については、審議会の決定により非公開とすることができる。
- (2) 審議会の会議録等は、公開するものとする。ただし、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条に規定する非開示情報に該当する箇所を除く。

## 6 開催

審議会は、原則としておおむね、月一回開催する。

## 7 小委員会

### (1) 設置

条例第24条の2に規定する小委員会は、次のいずれかに該当する場合に設置する。

- ア 審議会開催直後の時期に相当に販売、頒布、閲覧又は観覧をされている図書類等について、迅速に条例第8条の規定に基づき、指定する必要があると認められる場合
- イ 定期刊行物等で販売期間が比較的短期であるため、審議会に条例第18条の2の規定に基づく諮問をするいとまがないと認められる図書類が相当に販売又は貸出しに供されている状況にある場合

### (2) 委員の指名

小委員会の委員は、審議会の委員のうちから条例第20条第1項各号に掲げる区分ごとに、原則として順番に指名する。

### (3) 議決等

ア 条例第24条の2第6項の規定に基づき、小委員会の議決は、審議会の議決とする。

イ 小委員会は、当該審議事項について、審議会で審議すべきである旨の決定を行うことができる。

ウ 前項の決定があったときは、会長は、速やかに知事にその旨を報告する。

### (4) 報告

会長は、小委員会の決議について、直近の時期に開催される審議会に報告し、その確認を受けなければならない。

## 8 事務

審議会の庶務は、青少年・治安対策本部総合対策部青少年課において行う。

### 附則

この要領は、平成4年7月23日から施行する。

### 附則

この要領は、平成12年1月20日から施行する。

### 附則

この要領は、平成13年7月16日から施行する。

### 附則

この要領は、平成16年6月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成17年8月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

## 青少年の健全育成を阻害する図書類の指定

1 不健全図書類の指定	備 考
<p>〔指定図書類とは〕</p> <p>条例に基づき、青少年に不健全な図書類を指定することにより、青少年の環境の整備を助長するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、青少年が健やかに成長することを目的としています。</p> <p>〔指定の対象となる図書類〕</p> <p>以下の図書類のうち、<u>指定基準</u>に該当し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの</p> <p>① 著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発するもの</p> <p>② 漫画、アニメーション等で、刑罰法規に触れる性交・性交類似行為又は婚姻を禁止されている近親者間における性交・性交類似行為を描いているもののうち、強姦等の著しく社会規範に反する性交・性交類似行為を、著しく不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を著しく妨げるもの</p> <p>〔指定に至るまでの流れ〕 ①～④</p> <p>① 図書類の購入</p> <p>対象となる図書類は、原則として書店・コンビニ等の販売店等で青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列され、また容易に入手できる販売状況等にあるものです。</p> <p>② 自主規制団体からの意見聴取</p> <p>審議会の意見を聴くときは、条例第7条に規定する自主規制団体があるときは、必要に応じ、意見を聴くことになっています。</p> <p>これまで、審議会の諮問に先立ち、毎回意見聴取を行い、その結果を審議会に報告しています。</p> <p>&lt;自主規制団体メンバー：平成30年4月1日現在&gt;</p> <p>◇（一社）日本書籍出版協会 2名    ◇首都圏新聞即売懇談会 1名</p> <p>◇（一社）日本雑誌協会 6名        ◇東京都古書籍商業協同組合 1名</p> <p>◇（一社）日本出版取次協会 3名   ◇東京都書店商業組合 3名</p>	<p>* 条例：東京都青少年の健全な育成に関する条例、同施行規則 <u>（参照）</u></p> <p>* 青少年：18歳未満の者</p> <p>* 図書類：販売等を目的に作成された雑誌、図画、写真、ビデオテープ、DVD 等</p> <p>* 指定基準：条例施行規則第15条 <u>（参照）</u></p> <p>* 購入数 毎月約130冊前後</p> <p>* 意見聴取の結果 <u>（参照）</u> (審議会資料に添付)</p>

◇(一社)日本フランチャイズチェーン協会1名 ◇出版倫理懇話会1名  
計18名

③ 審議会への諮問

指定基準に該当する図書類を指定しようとするときは、東京都青少年健全育成審議会の意見を聴き、諮問に対する答申を受けます。

\* 審議会委員名簿及び審議会議事録 (参照)

<審議会構成員：平成30年4月1日現在>

(1) 業界に関係を有する者

◆出版倫理協議会、映画倫理機構、日本フランチャイズチェーン協会、各1名

(2) 青少年の保護者

◆東京母の会連合会、東京都地域婦人団体連盟、東京都公立中学校PTA協議会、各1名

(3) 学識経験を有する者

◆東京都議会議員4名

◆報道機関等 3名

(4) 関係行政機関の職員

◆東京法務局、豊島区、警視庁、各1名

(5) 東京都の職員

◆青少年・治安対策本部、福祉保健局、教育庁、各1名

④ 指定した不健全図書類の告示と周知

審議会の答申を受けた後、不健全図書類の指定を決定し、東京都公報に告示するほか、東京都のホームページなどで発表します。

\* 不健全図書類の指定実績(平成25～30年度) (参照)

また、告示した不健全図書類は、図書類名・発行社等を記載した「不健全図書類の指定のお知らせ」(ハガキ)により書店・コンビニ等にお知らせしています。

\* 「お知らせ」の送付先  
①新刊書店 ②コンビニ  
③古書店 ④DVD店  
⑤マンガ喫茶・ネットカフェ等

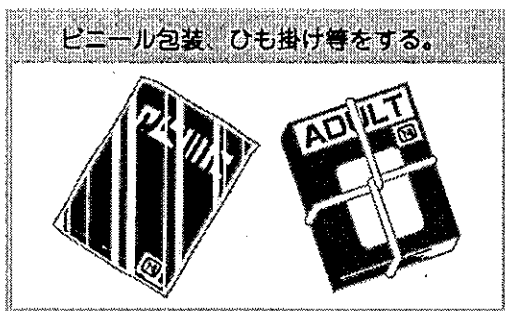
[指定した不健全図書類の販売等の制限]

① 指定した図書類は、書店・コンビニ等において青少年に販売等をしてはなりません。

\* 販売等の制限：条例第9条

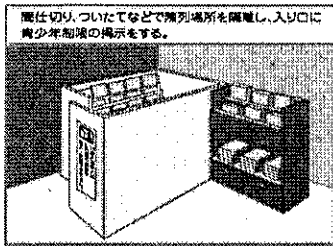
② 青少年が閲覧できないように包装等しなければなりません。

\* 包装等の方法：  
条例施行規則第18条



③ 指定図書類を陳列するときは、一般図書類と明確に区分し、営業の場所の容易に監視できる場所に置かなければなりません。

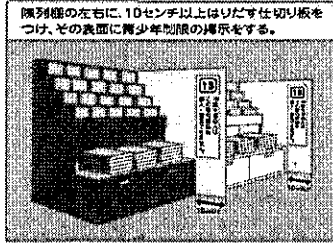
第1号



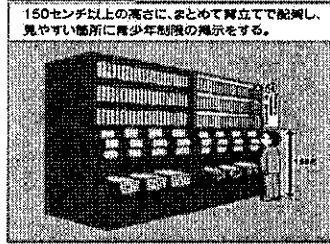
第2号



第3号



第4号



※ただし、スペースがない販売店などが、上記方法による区分陳列を講じることが困難な場合は、レジから直近の場所で店員が容易に見通せるところに指定図書類を陳列する方法も区分陳列方法として認められます。

●青少年制限の掲示の一例●  
(よく見える大きさの文字を使用する。)

18歳未満の人は、  
この棚の雑誌を  
購入・閲覧できません。

④ 何人も、青少年に指定図書類を閲覧させないよう努めなければなりません。

\* 区分陳列の方法：  
条例施行規則第19条







\* 左記の各号から店舗等の形状、大きさ等に合わせて区分陳列を選択します。

\* 区分陳列には、見やすい箇所に容易に判読できる色調及び大きさの文字を使用して、陳列されている図書類は、青少年に販売、閲覧等が制限されている旨の掲示をします。

◆ 指定図書の指定基準別及び年度別内訳 (過去5年分)

(単位：誌)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	計
①著しく性的感情を刺激するもの	24	22	25	23	26	120
②甚だしく残虐性を助長するもの			2			2
③著しく自殺又は犯罪を誘発するもの						0
①著しく性的感情を刺激するもの及び ②甚だしく残虐性を助長するもの	1		2			3
①著しく性的感情を刺激するもの及び ③著しく自殺又は犯罪を誘発するもの				1		1
②甚だしく残虐性を助長するもの及び ③著しく自殺又は犯罪を誘発するもの						0
④著しく社会規範に反する性交等を、著しく不当に賛美し、描写し又は表現するもの		1				1
①著しく性的感情を刺激するもの及び ④著しく社会規範に反する性交等を、著しく不当に賛美し、描写し又は表現するもの				1	1	2
合 計	25	23	29	25	27	129

2 表示図書類の内容	備考
<p>[表示図書類とは]</p> <p>東京都では、指定図書類の他に表示図書類について条例で定めています。図書類発行者は、<u>指定基準</u>に照らし、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認める内容の図書類に、青少年が閲覧することが適当でない旨を表示するよう努めなければなりません。</p> <p>表示図書類識別マーク（例）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>●書籍・雑誌等</p>   <p>成年向け雑誌</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>●ビデオ・DVD</p>   </div> <div style="text-align: center;"> <p>●パソコンゲーム</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>●テレビゲーム</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;">（代表例）</p>	<p>* 指定基準：条例施行規則第15条（参照）</p>
<p>[表示図書類の目的]</p> <p>書店等で販売されている図書類について図書類発行者は、図書類の表紙等に表示マークを入れ、自主的に大人向けの図書類であることを明らかにすることにより、図書類販売業者が一般の図書類と区分陳列し、青少年が自由に閲覧し、購入できるような状態を未然に防止するものです。</p> <p>[表示図書類の販売等の制限]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 図書類販売業者等は、表示図書類を青少年に販売等をしないように努めなければなりません。</li> <li>② 図書類発行者は、表示図書類を包装するよう努めなければなりません。</li> <li>③ 図書類販売業者等は、表示図書類を陳列するときは、他の図書類と明確に区分し、営業の場所の容易に監視することができる場所に置くよう努めなければなりません。（区分陳列）</li> <li>④ 何人も、青少年に表示図書類を閲覧等させないように努めなければなりません。</li> </ol> <p>[勧告・公表]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 指定された不健全図書類のうち、定期的に刊行されるものは、表示図書類とするよう図書類発行者に勧告することができます。</li> <li>② 知事は、出版社等に対し、その発行物等が短期間に繰り返し不健全指定を受けた場合は、勧告・公表することができます。</li> <li>③ 知事は、上記「表示図書類の販売等の制限」の①から③まで規定が遵守されていないと認めるときは、書店・コンビニ等又は図書類発行者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができます。</li> </ol>	<p>* 青少年が閲覧等することが適当でない旨の表示：条例第9条の2第1項</p> <p>* 販売等の制限：条例第9条の2</p> <p>* 勧告・公表：条例第9条の3</p>

東京都では、図書類の陳列等が適切に行われるよう、条例に基づき委嘱している青少年健全育成協力員、環境改善活動員の協力を得ながら、職員が店舗等を立入調査し、指導等を行っています。

**【東京都青少年の健全な育成に関する条例(抄)】**

(優良図書類等の推奨)

第5条 知事は、次に掲げるもので、東京都規則で定める基準に該当し、青少年を健全に育成する上で有益であると認めるものを推奨することができる。

- 一 (省略)
- 二 映画、演劇、演芸及び見せもの(以下「映画等」という。)で、その内容が特にすぐれていると認められるもの
- 三 (省略)

**【東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則(抄)】**

(優良図書類等の推奨の基準)

第2条 条例第5条の東京都規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- 一 青少年の社会に対する良識と倫理観を育てるものであること。
- 二 青少年が知識を身につけ、教養を深めていくことに役立つものであること。
- 三 青少年の人を慈しみ、大切にすることを育てるものであること。
- 四 青少年の美しいものに対する感性を磨き、育てるものであること。
- 五 青少年の思考力、批判力又は観察力を養うものであること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な心身の成長に資するものであること。



## 不健全な図書類等の指定関連条文

### 「東京都青少年の健全な育成に関する条例」の関連条文抜粋

#### 【条例】

(図書類等の販売等及び興行の自主規制)

第7条 図書類の発行、販売又は貸付けを業とする者並びに映画等を主催する者及び興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条の興行場をいう。以下同じ。）を経営する者は、図書類又は映画等の内容が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、当該図書類又は映画等を青少年に販売し、頒布し、若しくは貸し付け、又は観覧させないように努めなければならない。

- 一 青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの
- 二 漫画、アニメーションその他の画像（実写を除く。）で、刑罰法規に触れる性交若しくは性交類似行為又は婚姻を禁止されている近親者間における性交若しくは性交類似行為を、不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を妨げ、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの

(不健全な図書類等の指定)

第8条 知事は、次に掲げるものを青少年の健全な育成を阻害するものとして指定することができる。

- 一 販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは観覧に供されている図書類又は映画等で、その内容が、青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは観覧に供されている図書類又は映画等で、その内容が、第7条第2号に該当するもののうち、強姦等の著しく社会規範に反する性交又は性交類似行為を、著しく不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を著しく妨げるものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの

三～四（略）

### 「東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則」の関連条文抜粋

(指定図書類、指定映画等の基準)

第15条 条例第8条第1項第1号の東京都規則で定める基準は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 著しく性的感情を刺激するもの 次のいずれかに該当するものであること。
  - イ 全裸若しくは半裸又はこれらに近い状態の姿態を描写することにより、卑わいな感じを与え、又は人格を否定する性的行為を容易に連想させるものであること。
  - ロ 性的行為を露骨に描写し、又は表現することにより、卑わいな感じを与え、又は人格を否定する性的行為を容易に連想させるものであること。

- ハ 電磁的記録媒体に記録されたプログラムを電子計算機等を用いて実行することにより、人に卑わいな行為を擬似的に体験させるものであること。
  - ニ イからハまでに掲げるもののほか、その描写又は表現がこれらの基準に該当するものと同程度に卑わいな感じを与え、又は人格を否定する性的行為を容易に連想させるものであること。
  - 二 甚だしく残虐性を助長するもの 次のいずれかに該当するものであること。
    - イ 暴力を不当に賛美するように表現しているものであること。
    - ロ 残虐な殺人、傷害、暴行、処刑等の場面又は殺傷による肉体的苦痛若しくは言語等による精神的苦痛を刺激的に描写し、又は表現しているものであること。
    - ハ 電磁的記録媒体に記録されたプログラムを電子計算機等を用いて実行することにより、人に残虐な行為を擬似的に体験させるものであること。
    - ニ イからハまでに掲げるもののほか、その描写又は表現がこれらの基準に該当するものと同程度に残虐性を助長するものであること。
  - 三 著しく自殺又は犯罪を誘発するもの 次のいずれかに該当するものであること。
    - イ 自殺又は刑罰法規に触れる行為を賛美し、又はこれらの行為の実行を勧め、若しくはそそのかすような表現をしたものであること。
    - ロ 自殺又は刑罰法規に触れる行為の手段を、模倣できるように詳細に、又は具体的に描写し、又は表現したものであること。
    - ハ 電磁的記録媒体に記録されたプログラムを電子計算機等を用いて実行することにより、人に刑罰法規に触れる行為を擬似的に体験させるものであること。
- 2 条例第8条第1項第2号の東京都規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。
- 一 性交又は性交類似行為（以下「性交等」という。）のうち次に掲げる行為を、当該行為が社会的に是認されているものであるかのように描写し若しくは表現し、又は当該行為の場面を、みだりに、著しく詳細に若しくは過度に反復して描写し若しくは表現することにより、閲覧し、又は観覧する青少年の当該行為に対する抵抗感を著しく減ずるものであること。
    - イ 刑法（明治40年法律第45号）第176条から第179条まで、第181条又は第241条の規定の違反行為
    - ロ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第4条の規定の違反行為
    - ハ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条第1項第6号の規定に違反する行為
    - ニ 条例第18条の6の規定に違反する行為
  - 二 近親者間（民法（明治29年法律第89号）第734条から第736条までの規定により、婚姻をすることができない者の間をいう。）における性交等を、当該性交等が社会的に是認されているものであるかのように描写し若しくは表現し、又は当該性交等の場面を、みだりに、著しく詳細に若しくは過度に反復して描写し若しくは表現することにより、閲覧し、又は観覧する青少年の当該性交等に対する抵抗感を著しく減ずるものであること。
  - 三 電磁的記録媒体に記録されたプログラムを電子計算機等を用いて実行することにより、人に前二号に掲げる性交等に該当する行為を擬似的に体験させるものであること。

第28期(30.10.1~32(2020).9.30) 東京都青少年健全育成審議会委員名簿

(平成30年10月9日現在)

条例第20条第1項 による区分	推薦団体	氏名	役職名
第1号 業界に関係を 有する者 (3名以内)	出版倫理協議会	やま りょうきち 山 了吉	出版倫理協議会 議長
	映画倫理機構	いしかわ ともはる 石川 知春	一般財団法人映画倫理機構 専務理事・事務局長
	日本フランチャイズ チェーン協会	いとう ひろゆき 伊藤 廣幸	日本フランチャイズチェーン協会 専務理事
第2号 青少年の保護者 (3名以内)	東京母の会連合会	かとう みえこ 加藤 美恵子	一般社団法人東京母の会連合会 少年補導員
	東京都 地域婦人団体連盟	みやはら けいこ 宮原 恵子	東京都地域婦人団体連盟 理事
	東京都公立中学校 PTA協議会	あそう いさむ 麻生 勇	東京都公立中学校PTA協議会 理事
第3号 学識経験を 有する者 (8名以内)	東京都議会	おくざわ たかひろ 奥澤 高広	都議会議員 (都民ファーストの会 東京都議団)
		さいとう れいな 斉藤 れいな	都議会議員 (都民ファーストの会 東京都議団)
		のがみ じゅんこ のがみ 純子	都議会議員 (都議会公明党)
		はやさか よしひろ 早坂 義弘	都議会議員 (東京都議会自由民主党)
		たけした おさむ 竹下 修	放送倫理・番組向上機構 放送と青少年に関する委員会[青少年委員会]担当 統括調査役
		てんにち たかひこ 天日 隆彦	帝京大学法学部教授
		せいみや まちこ 清宮 真知子	元東京都総務局主席監察員
第4号 関係行政機関の 職員 (3名以内)		なかざき としひこ 中崎 俊彦	東京法務局 人権擁護部長
		そえじま ゆり 副島 由理	豊島区子ども家庭部 子ども若者課長
		ふるごう しろう 古郷 氏郎	警視庁生活安全部 少年非行対策官
第5号 東京都の職員 (3名以内)		もりやま かんじ 森山 寛司	青少年・治安対策本部 総合対策部長
		にしお じゅいち 西尾 寿一	福祉保健局 児童相談センター次長
		すずき こうじ 鈴木 康司	教育庁地域教育支援部 主任指導主事

おもて面の「お知らせ」も必ずご覧ください。

不健全図書類		
指定番号	4279	
図書名等	BAMBOO COMICS [Qpa collection] 嫌いじゃないけど人間てコワイ!! (B6判コミック単行本)	
発行日	平成30年9月29日	ISBN978-4-8019-6381-8
発行業者	株式会社竹書房	
告示年月日(指定年月日)平成30年10月12日		

表示図書類の販売等の制限について(参考)

「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、図書類販売業者等は、右の表示を付した図書類(「表示図書類」といいます。)について、青少年に販売、頒布、又は貸付け等しないよう努めなければなりません。  
⇒不健全指定図書類と同様に、おもて面に記載された方法で、「包装」及び「区分陳列」するよう努めなければなりません。



※条例の詳細及び過去の指定図書類につきましては、東京都青少年課ホームページ (<http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/>) →「青少年対策」→「青少年健全育成条例の運用」→「不健全指定図書類、不健全指定がん具類・刃物一覧」をご参照ください。

送付元：東京都青少年・治安対策本部 総合対策部 青少年課  
〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号  
電話 03(5388)3186 FAX 03(5388)1217  
☆販売店等で転売業がありましたらご連絡ください。

郵便はがき



### 不健全図書類の指定のお知らせ

※このハガキは、書籍・雑誌等の販売、貸付け等を行っている販売業者等に一律に送付しています。

東京都では、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、裏面記載のとおり、不健全図書類の指定を行います。

1 不健全図書類の青少年への販売等の制限

裏面の不健全図書類を青少年（18歳未満の者）に販売や貸付け等をする事は禁じられていますのでご注意ください。（違反した者は、30万円以下の罰金に処せられる場合があります。）

2 不健全図書類の陳列方法

不健全図書類を陳列するときは、次のいずれかの方法により、包装と区分陳列をしなければなりません。

- |      |                                    |
|------|------------------------------------|
| 包装   | ・ビニール袋等により全体の包装を行う。                |
|      | ・伸縮しない材質のひもにより十字掛け又はたすき掛けを行う。      |
| 区分陳列 | ・間仕切り、ついたてなどで陳列場所を隔離する。            |
|      | ・不健全図書類等の陳列棚を他の図書類の陳列棚から60センチ以上離す。 |
|      | ・陳列棚の左右に、10センチ以上はりだす仕切り板をつける。      |

・150センチ以上の高さ、まとめて背立てで配架する

※ いずれの場合も、見やすい箇所に青少年制限の標示（例：「18歳未満の者は、この棚の図書類を閲覧・閲覧できません。」）が必要です。

3 図書類販売業者等以外の責務

何人も、青少年に不健全図書類を閲覧・閲覧させないように努めなければなりません。

★ 東京都青少年健全育成協力員及び環境改善活動員が、図書類販売業者等の営業店舗を訪問し、指定図書類の有無及び区分陳列の履行等について確認させていただきますのでご協力ください。

## 東京都推奨映画

作品名	いとりどりの親子
制作者等	レイチェル・ドレッツィン、ジャミラ・エフロン、アンドリュー・ソロモン
内容	<p>本作品は、自閉症や、ダウン症、低身長症、LGBTなど、親とは“違う”性質をもつ子とその親たちの日常や、直面する困難、お互いの愛情を描いたドキュメンタリー映画である。</p> <p>本作品を通して、様々なマイノリティーの存在や現状等についての知識や理解を深めるとともに、“違い”を治療すべき欠陥ではなく祝福される個性と捉える当事者たちの考え方を映すことで、多様性のある社会への理解を促進しつつ、“普通”“違い”について考えるきっかけとなることが期待できる。</p> <p>また、自分とは異なる性質の子どもを育てる親の悩みや喜び、親子がお互い思いやる愛情を通して、人を慈しむ心を育てることが期待できる。</p>
推奨理由	青少年（主として中学生以上）を健全に育成する上で有益であると認める。

上映予定	平成30年11月17日（土曜日）から 新宿武蔵野館ほかにて
問合せ先	有限会社ロングライド 電話 03(6264)4113

郵便はがき



### 東京都推奨映画のご案内

東京都では、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」第5条第2号の規定に基づき、裏面に記載の映画を優良映画として推奨しました。

つきましては、本作品の公開にあたりまして、貴校の生徒へ周知していただきたくご案内申し上げます。

本映画のポスター（B2サイズ）を校内に掲示していただける場合には、平成30年11月2日（金曜日）までに下記へご連絡ください。

なお、枚数に限りがあるため、先着順とさせていただきます。

#### 【連絡先】

東京都青少年・治安対策本部 総合対策部 青少年課

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03(5388)3186

FAX 03(5388)1217